（証券コード 6030）
2019年９月９日

株主各位

東京都渋谷区恵比寿4-20-3
恵比寿ガーデンプレイスタワー24F
株式会社アドベンチャー
代表取締役　中　村　俊　一

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年９月20日（金曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2019年９月24日（火曜日）　午前10時
2. 場　　所　　東京都新宿区新宿６丁目14番１号
　　新宿区立新宿文化センター　小ホール
3. 目的事項
　報告事項　1. 第13期（2018年７月１日から2019年６月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2. 第13期（2018年７月１日から2019年６月30日まで）計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　会計監査人の選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参ください。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://jp.adventurekk.com/ir/meeting.html）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年７月１日から2019年６月30日まで）

Ⅰ．企業集団の概況に関する事項

1.　事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・企業収益の改善傾向に加え、2020年東京オリンピック開催を控えた国内需要の後押しにより、緩やかな回復基調を維持しました。

当社グループをとりまく経営環境につきまして、観光庁「宿泊旅行統計調査報告」（確定値）によりますと、2018年度の国内旅行者数は、5億3,800万人泊で前年比105.6%、うち日本人延べ宿泊者数が4億4,373万人泊（前年比103.2%）、外国人延べ宿泊者数が9,428万人泊（前年比118.3%）となっており、外国人の国内旅行者数が増加傾向にあります。また、日本政府観光局（JNTO）の報道発表によりますと、2018年度に日本を訪れた訪日外国人数は、前年度の過去最高を上回り3,119万人（前年比108.7%）にまで達しております。

また、スマートフォンの増加やタブレット端末等のモバイルインターネットの領域が継続的に拡大を続け、その存在感をますます高めております。

このような事業環境のもと、当社グループは「Global OTA」企業として、航空券等の旅行商品の比較・予約サイト「skyticket」の利便性の向上やサービスの拡充及び新たなユーザーの獲得、企業買収や成長企業等への投資を通じて事業の拡大に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の収益は50,544,898千円（前年同期比169.0%増）、営業利益は684,852千円（前年同期比29.9%増）、税引前当期利益は604,703千円（前年同期比21.0%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は331,177千円（前年同期比3.5%減）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。

（コンシューマ事業）

コンシューマ事業につきましては、航空券等の旅行商品の比較・予約サイト「skyticket」において、利便性の向上及びサービスの拡充に努めました。

また、若年層に人気の高いタレントを起用した広告を実施することや様々なイベントへの協賛等を通じて、新たなユーザーの獲得に努めました。

さらに、2018年11月に株式会社ギャラリーレアを子会社化、2019年１月にラド観光株式会社を子会社化及び株式会社EDISTを設立し、コンシューマ事業に追加しております。

以上の結果、当セグメントの収益は50,145,925千円（前年同期比169.9%増）、セグメント利益は539,435千円（前年同期比27.9%増）となりました。

（投資事業）

投資事業につきましては、成長企業等への投資を引き続き継続しております。以上の結果、収益398,972千円（前年同期比92.4%増）、セグメント利益145,416千円（前年同期比37.9%増）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は290,758千円であり、その主なものはソフトウェア及びソフトウェア仮勘定になります。

3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

2019年１月16日開催の取締役会決議に基づき、当社は、ファッションレンタルサービス「EDIST.CLOSET」事業を、株式会社EDISTに譲渡することを決定し、譲渡契約を締結しました。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2018年11月30日付で株式会社enishから、ファッションレンタルサービス「EDIST.CLOSET」事業を譲受けました。これにより、オンラインサービスの商品ラインナップを拡充いたしました。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2018年11月に株式会社ギャラリーレア、2019年１月にラド観光株式会社の株式を取得し、子会社化しております。

8. 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

IFRS

区　　分	第12期	第13期 (当連結会計年度)
収益（千円）	18,788,171	50,544,898
親会社の所有者に帰属する当期利益（千円）	343,027	331,177
基本的１株当たり当期利益（円）	50.57	49.06
総資産額（千円）	10,768,337	17,187,839
親会社の所有者に帰属する持分（千円）	1,406,327	1,642,763

（注）1. 当社は、当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。またご参考までに第12期のIFRSに準拠した数値も併記しております。
2. 収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 2018年７月１日を効力発生日として普通株式１株につき３株の株式分割を行いましたが、第12期の期首に当該株式分割が行われたとして仮定し、基本的１株当たり当期利益を算定しております。

日本基準

区　　分	第10期	第11期	第12期
営業収益（千円）	2,683,680	5,269,043	15,093,205
経常利益（千円）	276,052	409,123	511,836
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	146,115	242,035	313,908
１株当たり当期純利益（円）	21.72	35.69	46.27
総資産（千円）	2,559,289	3,685,909	10,724,263
純資産（千円）	1,194,145	1,566,375	1,394,163

（注）1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
2. 2018年７月１日を効力発生日として普通株式１株につき３株の株式分割を行いましたが、第10期の期首に当該株式分割が行われたとして仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

9. 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は下記のとおりであります。

(1) クールジャパン戦略及び東京オリンピック開催への対応

日本政府が推進する「クールジャパン戦略」に関連して、羽田空港の国際化、訪日観光客の誘致が促進されております。また、2020年には東京オリンピックが開催されることが決定しております。これに伴い、訪日外国人が増加するこ

とや、個人・ビジネス関係者の入出国がこれまで以上に活発化することが予想されます。

このようなマクロ環境の動向に対して、当社としましては、当社グループが提供するサイトの多言語展開を加速度的に推進するとともに、航空券のみならず鉄道、バス等の交通機関や宿泊施設、生活関連サービスといったあらゆる商品を多言語でオンライン予約できるサービスを提供し、顧客の利便性向上を図ってまいります。

(2) 海外への事業拡大

当社グループでは、国内市場における継続的な事業の拡大を図っておりますが、当社グループが更なる成長を遂げるためには、海外への事業拡大が必要不可欠であると考えております。

特に東南アジア諸国では、日本以上にLCCのシェアが拡大しており、今後もシェアが拡大するものと予想されております。当社がこれらのLCC全ての路線を取り扱うためには、海外航空券の仕入先であるホールセラーが提供しているAPIだけでは対応できないことから、各国のLCCのAPIに個別接続する必要があります。

当社グループでは、これらの状況に対処するため、国内で培った技術力やノウハウを活かし、堅牢なシステム構築を図ってまいります。

(3) グローバル人材の採用

当社グループは、国内市場のみならず、世界各国の旅行商品の取り扱いを充実させることによって国際競争力を高め、更なる事業拡大を図る方針であります。このため、当社としましては、外国人顧客向けのオペレーターや、国内外の優秀な人材を確保することが重要と認識しており、社内における研修制度の充実や語学が堪能な人材の採用強化に取り組んでまいります。

(4) 新サービスの展開

多様化する顧客のニーズに応えるため、当社グループは常に新しいサービスを提供することを検討し、実施しております。

今後も既存サービスの充実に加えて、当社グループが有するサイト運営能力、サービス開発力等を活かして様々な新サービスを展開することによって、既存顧客への付加価値を提供するとともに、新規顧客の獲得を図ってまいります。

(5) 顧客に対して提供する情報の量及び質の向上

インターネット等を利用することによって顧客自身が様々な媒体から様々な情報を入手することが容易となっていることから、旅行に対する顧客のニーズは多様化し、旅行会社に対する要望も高くなっております。このような状況に対して、当社としましては、顧客一人一人のニーズにマッチした情報提供を行

ってまいります。

(6) 認知度の向上

当社が運営するサイトを多くの顧客に利用して頂くためには、サイトの認知度を更に向上させることが必要不可欠であると考えております。このため、新聞、テレビCMを活用した効果的な広告宣伝、Webマーケティング技術の有効活用等を実施することで認知度の向上に努めてまいります。

(7) 顧客の利便性向上

当社グループはPC及びスマートフォンによる販売を行っておりますが、特にスマートフォンからの申込みが増加しており、今後も更に増加するものと予想されております。このため、当社としましては、スマートフォンに対応した検索機能や予約機能等を充実させ、顧客の利便性向上に努めてまいります。

10. 主要な事業内容

事業部門	主な事業内容
コンシューマ事業	個人や企業に対する商品の販売やサービスの提供
投資事業	将来性があり、キャピタルリターンの期待できるビジネスや企業への投資

11. 主要な営業所及び使用人の状況

(1) 主要な営業所（2019年６月30日現在）

名称	所在地
本社	東京都渋谷区
ビッグハートトラベルエージェンシー株式会社	東京都渋谷区
AppAge Limited	Hong Kong
株式会社スグヤク	東京都渋谷区
コスミック流通産業株式会社	神奈川県横浜市神奈川区
コスミックGCシステム株式会社	神奈川県横浜市神奈川区
株式会社wundou	東京都葛飾区
株式会社TET	大阪府大阪市北区
株式会社ギャラリーレア	大阪府大阪市中央区
Gallery Rare Pte.Ltd.	Singapore
Gallery Rare Hong Kong Limited	Hong Kong
株式会社EDIST	東京都渋谷区
ラド観光株式会社	大阪府大阪市北区

(2) 従業員の状況（2019年６月30日現在）

名称	従業員数	前期末比較増減
当社	102名	30名増
企業集団	363名	205名増

（注）従業員数は就業人数であり、臨時雇用者（パートタイマー、アルバイト）は除いております。

12.　重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ビッグハートトラベルエージェンシー株式会社	23百万円	100.0%	コンシューマ事業
AppAge Limited	50万香港ドル	100.0%	コンシューマ事業
株式会社スグヤク	50百万円	51.0%	コンシューマ事業
コスミック流通産業株式会社	30百万円	100.0%	コンシューマ事業
コスミックGCシステム株式会社	10百万円	100.0%	コンシューマ事業
株式会社wundou	30百万円	100.0%	コンシューマ事業
株式会社TET	11.5百万円	100.0%	コンシューマ事業
株式会社ギャラリーレア	98百万円	80.95%	コンシューマ事業
Gallery Rare Pte.Ltd.	112.5万シンガポールドル	80.95%	コンシューマ事業
Gallery Rare Hong Kong Limited	10万香港ドル	80.95%	コンシューマ事業
株式会社EDIST	45百万円	100.0%	コンシューマ事業
ラド観光株式会社	30百万円	100.0%	コンシューマ事業

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

13. 主要な借入先及び借入額（2019年６月30日現在）

借　入　先	借 入 残 高（千円）
株式会社三菱UFJ銀行	1,594,920
株式会社りそな銀行	1,571,487
株式会社みずほ銀行	1,064,992
株式会社紀陽銀行	808,000
株式会社三井住友銀行	667,176
株式会社北陸銀行	600,000
株式会社静岡銀行	570,000
株式会社千葉銀行	311,669
株式会社第四銀行	311,669
株式会社新生銀行	300,000

Ⅱ．株式に関する事項（2019年６月30日現在）

1. 発行可能株式総数　18,000,000株
2. 発行済株式の総数　6,750,067株（自己株式 47,633株を除く。）
3. 当事業年度末の株主数　2,747名
4. 上位10名の株主

株　主　名	持　株　数	持 株 比 率
中村　俊一	4,500,000株	66.67%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	305,000株	4.52%
DAIWA CM SINGAPORE LTD- NOMINEE YAGI RIEKO	168,000株	2.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	80,300株	1.19%
ロンバー・オディエ信託株式会社（信託口）	56,700株	0.84%
高橋 慧	50,000株	0.74%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	49,700株	0.74%
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	35,900株	0.53%
いちよし証券株式会社	33,000株	0.49%
INTERACTIVE BROKERS LLC	30,000株	0.44%

（注）１．株式総数に対する持株比率の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
２．持株比率については、自己株式を控除して算出しております。
３．「ロンバー・オディエ信託株式会社（信託口）」名義の株式は、当社代表取締役である中村俊一が実質株主として所有しております。

Ⅲ．新株予約権等に関する事項

当社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　称	第１回新株予約権
新株予約権の数	8個
保有人数 当社監査役	 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　9,600株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり3,600円 （１株当たり３円）
新株予約権の行使期間	2015年12月28日から2023年12月27日まで
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。 ②　新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は権利行使することができないものとする。 ③　その他の権利行使の条件については、本株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受けた新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 ④　前各号の規定に関わらず、会社法ならびにその関連法規等に抵触しない限り、取締役会の承認がある場合は、この限りではない。

名　称	第４回新株予約権
新株予約権の数	28個
割当先 当社取締役（社外取締役を除く） 当社社外取締役 当社監査役	 1名 2名 3名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　8,400株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり　1,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり1,043千円 （１株当たり3,477円）
新株予約権の行使期間	2018年10月１日から2024年５月28日まで
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当社の2018年６月期から2022年６月期までのいずれかの事業年度における営業利益が、下記(a)または(b)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、達成した年度の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。 （a）営業利益が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合　50％ （b）営業利益が1,500百万円を超過した場合：行使可能割合　100％ なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ②　新株予約権者は、権利行使時においては、当社または当社子会社の取締役及び監査役、または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。 ③　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

名　称	第５回新株予約権
新株予約権の数	1,500個
保有人数 当社取締役	 1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式　450,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり　　1,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権１個当たり1,008千円 （１株当たり3,360円）
新株予約権の行使期間	2018年10月1日から2024年8月28日まで
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、当社の2018年６月期から2022年６月期までのいずれかの事業年度における営業利益が、下記(a)または(b)に掲げる水準を満たしている場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を限度として、達成した年度の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。 （a）営業利益が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合　50％ （b）営業利益が1,500百万円を超過した場合：行使可能割合　100％ なお、上記における営業利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ②　新株予約権者は、権利行使時においては、当社または当社子会社の取締役及び監査役、または従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任または懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。 ③　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④　本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

2. 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中　村　俊　一	ビッグハートトラベルエージェンシー株式会社代表取締役
取締役	中　島　　照	経営企画室室長
取締役	宇都宮　純　子	宇都宮・清水・陽来法律事務所共同代表弁護士 株式会社ＺＯＺＯ社外監査役 株式会社ソラスト社外監査役 ラクスル株式会社社外監査役
取締役	三　島　　健	株式会社JTB　Web販売部戦略統括部長 株式会社trippiece 社外取締役
取締役	雷　　蕾	シンフロンテラ株式会社代表取締役
常勤監査役	児　玉　尚　人	―
監査役	山　川　善　之	響きパートナーズ株式会社代表取締役社長 株式会社リプロセル社外取締役 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所社外取締役 プレシジョン・システム・サイエンス株式会社社外監査役 株式会社カイオム・バイオサイエンス社外監査役
監査役	角　田　千　佳	株式会社エニタイムズ代表取締役

（注）1. 取締役宇都宮純子氏、三島健氏及び雷蕾氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役児玉尚人氏、山川善之氏及び角田千佳氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役である宇都宮純子氏、三島健氏及び雷蕾氏、社外監査役である児玉尚人氏、山川善之氏及び角田千佳氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
4. 取締役宇都宮純子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役児玉尚人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取　締　役	5名	55,200千円
監　査　役	3名	9,000千円

（注）上記報酬等の額のうち、社外役員6名（社外取締役3名、社外監査役3名）に支払った報酬等の総額は13,800千円であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況等

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容
取締役	宇都宮　純　子	宇都宮・清水・陽来法律事務所	共同代表弁護士
		株式会社ＺＯＺＯ	社外監査役
		株式会社ソラスト	社外監査役
		ラクスル株式会社	社外監査役
取締役	三　島　　健	株式会社ＪＴＢ	Ｗｅｂ販売部 戦略統括部長
		株式会社ｔｒｉｐｐｉｅｃｅ	社外取締役
取締役	雷　　蕾	シンフロンテラ株式会社	代表取締役
監査役	山　川　善　之	響きパートナーズ株式会社	代表取締役社長
		株式会社リプロセル	社外取締役
		株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所	社外取締役
		プレシジョン・システム・サイエンス株式会社	社外監査役
		株式会社カイオム・バイオサイエンス	社外監査役
監査役	角　田　千　佳	株式会社エニタイムズ	代表取締役

(注) 1. 社外取締役宇都宮純子氏は、宇都宮・清水・陽来法律事務所の共同代表弁護士であり、株式会社ＺＯＺＯ、株式会社ソラスト、ラクスル株式会社の社外監査役ですが、同法人及び各社との間に取引関係はありません。

2. 社外取締役三島健氏は、株式会社ＪＴＢのＷｅｂ販売部戦略統括部長であり、株式会社ｔｒｉｐｐｉｅｃｅの社外取締役ですが、株式会社ＪＴＢと当社との間には取引関係がありますが、株式会社ｔｒｉｐｐｉｅｃｅと当社の間に取引関係はありません。

3. 社外取締役雷蕾氏は、シンフロンテラ株式会社の代表取締役ですが、同社と当社との間に取引関係はありません。

4. 社外監査役山川善之氏は、響きパートナーズ株式会社の代表取締役社長、株式会社リプロセル及び株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の社外取締役であり、プレシジョン・システム・サイエンス株式会社及び株式会社カイオム・バイオサイエンスの社外監査役ですが、各社と当社との間に取引関係はありません。

5. 社外監査役角田千佳氏は、株式会社エニタイムズの代表取締役ですが、同社と当社との間に取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	宇都宮　純　子	当事業年度に開催した取締役会20回中19回出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の法律に係る事項、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。
取締役	三　島　　健	当事業年度に開催した取締役会20回中20回出席し、オンライン旅行業に関する豊富な経験と専門的知見をもとに発言を行っております。
取締役	雷　　蕾	当事業年度に開催した取締役会20回中20回出席し、証券市場に関する豊富な経験及び企業経営に関する知見をもとに発言を行っております。
監査役	児　玉　尚　人	常勤監査役として、当事業年度に開催した取締役会20回中20回出席し、監査役会12回中12回出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から、幅広い見識をもって当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。
監査役	山　川　善　之	当事業年度に開催された取締役会20回中19回出席し、監査役会　12回中12回出席し、主に企業の代表取締役及び取締役、監査役等を歴任してきた豊富な事業経験と専門的な見地から、幅広い見識をもって当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。
監査役	角　田　千　佳	当事業年度に開催した取締役会20回中20回出席し、監査役会12回中12回出席し、会社経営者としての知見をもとに当社のコーポレート・ガバナンス、コンプライアンス等に関する発言を行っております。

(3) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

社外役員と当社及び当社の特定関係事業者との間に親族関係はございません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

Ⅴ．会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）の対価として当社が支払うべき報酬の額（注）1.	26,500千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務の対価として当社が支払うべき報酬の額	4,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,100千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容や報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人（監査法人アヴァンティア）に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外である、デューデリジェンス調査対応業務について対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

Ⅵ．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

(2) 取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

(3) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

(4)「コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、法令順守の意識のもと適

正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には「就業規則」等に則り適正に処分する。

(5) 業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。

(6) 業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体等からの不当な要求には法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書（電磁的媒体によるものを含む）を、適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 事業上のリスク管理に関する規程を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。

(2) コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内規程・マニュアルの整備及び見直しを行う。

(3) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、被害・損失の拡大を防止し、これを最小限に留めるための体制を整備する。

(4)「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役社長及び監査役に対して適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は月に１回定期的に、または必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。

(2) 業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続きの詳細については、「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」その他社内規則に定めるところによる。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、主要な子会社及び関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。

(2) 「コンプライアンス規程」その他関連規程・規則に基づき、当社及び子会社における業務活動が法令順守の意識のもと行われる体制とする。

(3) 子会社の管理は経営企画室が行うものとし、必要に応じて取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行を監査する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 当社は、透明で公正な経営姿勢を貫き、信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。

(2) 財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。

(3) 財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役が必要とした場合、監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。

(2) 当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役会等の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及びその他使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役及びその他使用人に対して報告を求めることができる。

(2) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務または業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるようにする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、内部監査と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

(2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

1. 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の経営企画室がモニタリングし、改善を進めております。

2. リスク管理

当社はリスクマネジメント規程において、当社の危機管理に関する基本事項及びリスクが発生した場合の具体的な対応方法等について定め、危機管理に必要な体制を整備しております。

3. 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画室において子会社の経営管理体制を整備及び統括する体制を敷いております。

4. 取締役の職務執行

当社は取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しており、社外取締役を３名選任し、取締役会等を通じて社外取締役からの発言が積極的に行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。

5. 監査役

当社の監査役は全員が社外監査役であり、取締役会において積極的に発言することにより、監督機能を強化しております。また、会計監査人、経営企画室と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリング及び助言を行っております。

Ⅶ. 会社の支配に関する基本方針

当社は会社の支配に関する基本方針は定めておりません。

Ⅷ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様への配当政策を最重要課題の一つと認識し、経営成績に裏付けされた配分を行うことを基本方針としております。

2019年６月期の期末配当金につきましては、上記方針に基づき、前期実績に比べ増収はしたものの親会社の所有者に帰属する当期利益が減少したこと、そして株主様への利益還元等を勘案した結果として、１株当たり10円を実施させていただきたいと考えております。

Ⅸ. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は銀行借入及び営業債務に対して主要株主兼代表取締役社長である中村俊一氏より債務保証を受けております。この債務保証に当たっては金額、その他内容及び条件が一般の取引条件と同様に適切な条件による取引で行われることなどに留意しております。

当社取締役会は、この取引条件を把握し、当社グループの利益を害するものでないことを確認したうえでその適正性、妥当性を判断しております。

連結財政状態計算書

(2019年６月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産		**負債**	
流動資産	**12,580,438**	**流動負債**	**12,771,462**
現金及び現金同等物	3,563,070	営業債務及びその他の債務	4,730,195
営業債権及びその他の債権	3,173,812	社債及び借入金	7,534,465
棚卸資産	3,594,253	その他の金融負債	7,021
営業投資有価証券	1,093,096	引当金	108,214
その他の流動資産	1,156,205	未払法人所得税等	95,278
非流動資産	**4,607,401**	その他の流動負債	296,287
有形固定資産	411,878	**非流動負債**	**2,706,951**
のれん	2,535,440	社債及び借入金	2,149,517
無形資産	449,767	その他の金融負債	12,583
その他の金融資産	1,117,712	退職給付に係る負債	38,474
繰延税金資産	75,555	繰延税金負債	47,704
その他の非流動資産	17,046	その他の非流動負債	458,672
		負債合計	**15,478,413**
		資本	
		親会社の所有者に帰属する持分	**1,642,763**
		資本金	**557,180**
		資本剰余金	**492,188**
		利益剰余金	**849,290**
		自己株式	**△244,894**
		その他の資本の構成要素	**△11,000**
		非支配持分	**66,662**
		資本合計	**1,709,425**
資産合計	**17,187,839**	**負債及び資本合計**	**17,187,839**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2018年７月１日から
2019年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額
収益	**50,544,898**
売上原価	**36,458,460**
営業総利益	**14,086,437**
販売費及び一般管理費	13,369,810
その他の収益	10,638
その他の費用	42,412
営業利益	**684,852**
金融収益	182
金融費用	80,331
税引前当期利益	**604,703**
法人所得税費用	275,858
当期利益	**328,844**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	331,177
非支配持分	△2,332
当期利益	**328,844**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

（2018年７月１日から
2019年６月30日まで）

（単位：千円）

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2018年６月30日残高	557,180	492,188	595,027	△244,516
新会計基準適用による累積的影響額	－	－	13,086	－
2018年７月１日残高	557,180	492,188	608,113	△244,516
当期利益	－	－	331,177	－
その他の包括利益	－	－	－	－
当期包括利益合計	－	－	331,177	－
配当金	－	－	△90,001	－
自己株式の取得	－	－	－	△378
非支配持分の取得	－	－	－	－
所有者との取引額合計	－	－	△90,001	△378
2019年６月30日残高	557,180	492,188	849,290	△244,894

	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	合計
	その他の資本の構成要素					
	在外営業活動体の換算差額	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	新株予約権	合計		
2018年６月30日残高	△8,117	12,970	1,595	6,448	18,744	1,425,071
新会計基準適用による累積的影響額	－	△13,086	－	△13,086	－	－
2018年７月１日残高	△8,117	△115	1,595	△6,638	18,744	1,425,071
当期利益	－	－	－	－	△2,332	328,844
その他の包括利益	△3,219	△1,143	－	△4,362	△37	△4,399
当期包括利益合計	△3,219	△1,143	－	△4,362	△2,369	324,444
配当金	－	－	－	－	－	△90,001
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△378
非支配持分の取得	－	－	－	－	50,287	50,287
所有者との取引額合計	－	－	－	－	50,287	△40,091
2019年６月30日残高	△11,337	△1,258	1,595	△11,000	66,662	1,709,425

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1)連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2)連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

イ．連結子会社の数　　12社

ロ．主要な連結子会社の名称

ビッグハートトラベルエージェンシー株式会社
AppAge Limited
株式会社スグヤク
コスミック流通産業株式会社
コスミックGCシステム株式会社
株式会社wundou
株式会社TET
株式会社ギャラリーレア
Gallery Rare Pte.Ltd.
Gallery Rare Hong Kong Limited
ラド観光株式会社
株式会社EDIST

ハ．連結の範囲の変更

当連結会計年度から、株式会社ギャラリーレア、Gallery Rare Pte.Ltd.、Gallery Rare Hong Kong Limited、ラド観光株式会社、株式会社EDISTを連結の範囲に含めております。

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、AppAge Limitedの決算日は３月31日、Gallery Rare Pte.Ltd.及びGallery Rare Hong Kong Limitedは２月28日、ラド観光株式会社は10月31日となっております。連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で

本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。なお、その他の連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

①金融資産の評価基準及び評価方法

（ⅰ） 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定される金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。金融資産のうち、株式は約定日に当初認識をしており、その他の金融資産については金融商品の契約の当事者となった取引日に当初認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しております。

公正価値で測定される資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

（ⅱ） 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価により測定される金融資産

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

(b) 公正価値により測定される金融資産

公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の純損益として認識しております。

(iii) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

(iv) 金融資産の減損

償却原価により測定される金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが、当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12カ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報（内部格付、外部格付等）を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額

・貨幣の時間価値

・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額及び戻入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。原価は、主として先入先出法または個別法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでいます。

③有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれております。土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法により計算しております。また、定率法による減価償却が、当該資産から生じる将来の経済的便益が消費されるパターンをより良く反映する場合には、定率法を採用しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物　　３～15年

・工具、器具及び備品　３～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④無形資産（のれんを除く）の償却方法

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。

のれん以外の無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。見積耐用年数は主としてソフトウェアの５年であります。

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑤リース資産

契約上、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するリースは、ファイナンス・リースに分類し、それ以外のリース取引は、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引におけるリース資産は、リース開始日に算定したリース物件の公正価値と最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で当初認識しております。当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて、見積耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース債務の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は連結損益計算書において、リース期間にわたって定額法により費用として認識しております。また、変動リース料は、発生した期間の費用として認識しております。

⑥のれんに関する事項

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額(通常、公正価値)を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

⑦非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成いたしません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

⑧重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額についての信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

・資産除去債務

資産除去債務には、当社グループが使用する賃借事務所・建物等に対する原状回復義務に備え、過去の原状回復実績に基づき将来支払うと見込まれる金額を計上しております。これらの費用は、事務所等に施した内部造作の耐用年数を考慮して決定した使用見込期間経過後に支払われると見込んでおりますが、将来の事業計画等により影響を受けます。

⑨従業員給付

イ．短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的又は推定的な債務を負っており、信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

ロ．退職後給付

一部の連結子会社は、従業員の退職給付制度として確定給付制度を運営しております。退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法による、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算結果が、IAS第19号の原則的な方法に従って計算した場合と近似しているため、日本基準における簡便法を適用しております。

⑩収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第９号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における履行義務を配分する。

ステップ５：履行義務を充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

また、顧客との契約獲得の増分コスト又は契約を履行するためのコストのうち、回収が見込まれるものについて、償却期間が１年以内である場合を除き、資産として認識しております。

⑪外貨換算

・外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

・在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

⑫その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．会計方針の変更

該当事項はありません。

３．連結財政状態計算書に関する注記

(1)資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	16,586千円
(2)有形固定資産の減価償却累計額	317,957千円

4．連結持分変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（株）	増加株式数（株）	減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	2,265,900	4,531,800	－	6,797,700

（変動事由の概要）
発行済株式の増加数の主な内容は、次のとおりであります。
株式分割による増加　4,531,800株

(2)自己株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数（株）	増加株式数（株）	減少株式数（株）	当連結会計年度末の株式数（株）
普通株式	15,864	31,769	－	47,633

（変動事由の概要）
自己株式の増加数の主な内容は、次のとおりであります。
株式分割による増加　31,728株
端数買取による増加　　41株

(3)新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高（千円）
		当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
2014年第１回新株予約権	普通株式	3,600	7,200	－	10,800	－
2017年第４回新株予約権	普通株式	9,500	19,000	－	28,500	95
2017年第５回新株予約権	普通株式	150,000	300,000	－	450,000	1,500
合計		163,100	326,200	－	489,300	1,595

（変動事由の概要）
普通株式の増加数の主な内容は、次のとおりであります。
株式分割による増加　326,200株

(4)配当に関する事項

①　配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年９月25日定時株主総会	普通株式	90,001	利益剰余金	40.00	2018年６月30日	2018年９月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年 ９月24日 定時株主総会	普通株式	67,500	利益剰余金	10.00	2019年 ６月30日	2019年 ９月25日

５．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、ネット有利子負債（有利子負債の金額から現金及び現金同等物を控除したもの）及び親会社所有者帰属持分比率であります。これらの指標については、経営者に定期的に報告され、モニタリングしております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

②信用リスク管理

信用リスクは、保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。

当社グループは、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

なお、当社グループは、特定の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

当社グループでは、営業債権と営業債権以外の債権に区分して貸倒引当金を算定しております。いずれの債権についても、その全部又は一部について回収ができず、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

また、支払遅延の原因が一時的な資金需要によるものではなく、債務者の重大な財政的困難等に起因するものであり、債権の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。

当社グループは、重大な金融要素を含んでいない営業債権に対し、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を設定しております。

③流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

④金利リスク

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に、金利の変動は借入コストに大きく影響いたします。

当社グループは、適正な資本コスト率の維持及び成長投資のための財務基盤の強化を目的として社債及び借入金により資金調達を行っております。社債及び借入金の資金調達においては、金利市場の動向により、変動金利と固定金利のバラ

ンスを考慮して決定しております。
⑤市場価格の変動リスク管理
当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる株価の変動リスクに晒されております。株式への投資については、定期的に市場価格や発行体の財務状況等を把握するとともに保有意義についての再確認を行い、継続的にポートフォリオの見直しを行っております。

(2)金融商品の公正価値等に関する事項

2019年６月30日における帳簿価額と公正価値は、次のとおりであります。

	帳簿価額	公正価値
資　　産		
現金及び現金同等物	3,563,070千円	3,563,070千円
営業債権及びその他の債権	3,173,812	3,173,812
営業投資有価証券	1,093,096	1,093,096
その他の金融資産	1,117,712	1,117,712
合　　計	8,947,691	8,947,691
負　　債		
営業債務及びその他の債務	4,730,195	4,730,195
社債及び借入金	9,683,982	9,688,414
合　　計	14,414,177	14,418,609

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（営業投資有価証券、その他の金融資産）

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しております。上場株式以外の投資の公正価値については、類似会社の市場価格に基づく評価技法及び純資産価値に基づく評価技法等により算定しております。

（社債及び借入金）

社債及び借入金の公正価値については、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を履行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

６．１株当たり情報に関する注記

１株当たり親会社所有者帰属持分	243.13円
基本的１株当たり当期利益	49.06円

７．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年６月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**5,696,328**	**流動負債**	**7,220,016**
現金及び預金	1,060,735	買掛金	2,551,881
有価証券	256,589	短期借入金	891,666
売掛金	2,673,934	１年内返済予定の長期借入金	1,946,235
営業投資有価証券	1,017,867	未払金	1,474,894
商品	277,119	未払費用	48,655
前渡金	171,181	未払消費税等	2,406
前払費用	82,117	前受金	224,302
未収入金	90,175	その他	79,973
未収還付法人税等	66,365	**固定負債**	**1,682,003**
その他	242	長期借入金	1,646,549
固定資産	**4,607,160**	繰延税金負債	29,454
有形固定資産	**23,496**	その他	6,000
建物	16,777	**負債合計**	**8,902,020**
工具、器具及び備品	6,719	(純資産の部)	
無形固定資産	**433,207**	**株主資本**	**1,301,194**
ソフトウェア	93,482	**資本金**	**557,180**
ソフトウェア仮勘定	339,725	**資本剰余金**	**492,188**
投資その他の資産	**4,150,456**	資本準備金	492,188
投資有価証券	13,833	**利益剰余金**	**496,720**
関係会社株式	3,737,520	その他利益剰余金	496,720
敷金及び保証金	387,832	繰越利益剰余金	496,720
長期前払費用	11,250	**自己株式**	**△244,894**
その他	950	**評価・換算差額等**	**98,679**
貸倒引当金	△930	その他有価証券評価差額金	98,679
		新株予約権	**1,595**
		純資産合計	**1,401,468**
資産合計	**10,303,489**	**負債・純資産合計**	**10,303,489**

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2018年７月１日から
2019年６月30日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　益		11,235,851
売　上　原　価		227,995
営　業　総　利　益		11,007,856
営　業　費　用		10,980,598
営　業　利　益		27,257
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	16	
そ　の　他	2,275	2,291
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	29,569	29,569
経　常　損　失		20
税　引　前　当　期　純　損　失		20
法人税、住民税及び事業税	7,344	
法　人　税　等　調　整　額	24,557	31,902
当　期　純　損　失		31,922

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年７月１日から
2019年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	557,180	492,188	492,188	618,644	618,644
当期変動額					
剰余金の配当				△90,001	△90,001
当期純損失（△）				△31,922	△31,922
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	△121,923	△121,923
当期末残高	557,180	492,188	492,188	496,720	496,720

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△244,516	1,423,495	13,086	13,086	1,595	1,438,177
当期変動額						
剰余金の配当		△90,001				△90,001
当期純損失（△）		△31,922				△31,922
自己株式の取得	△378	△378				△378
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			85,593	85,593		85,593
当期変動額合計	△378	△122,301	85,593	85,593	－	△36,708
当期末残高	△244,894	1,301,194	98,679	98,679	1,595	1,401,468

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券で時価のあるもの（営業投資有価証券を含む）

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

その他有価証券で時価のないもの（営業投資有価証券を含む）

移動平均法による原価法によっております。

(2)たな卸資産

商　品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算出）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法及び定率法によっております。

なお主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	３～10年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法に基づいております。

3. 引当金の計上基準

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（消費税等の会計処理）

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等のうち、固定資産等に係るものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し（５年償却）、それ以外は発生年度の費用として処理しております。

5. 計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

該当事項はありません。

Ⅱ. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

コスミック流通産業㈱	1,500,000千円
㈱ギャラリーレア	1,308,666千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　12,376千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,008千円
長期金銭債権	10,000千円
短期金銭債務	299,579千円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業費用	49,036千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	2,216千円

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
自己株式(株)	15,864	31,769	－	47,633

(変動事由の概要)

自己株式の増加数の主な内容は、次のとおりであります。

株式分割による増加　31,728株

端株買取による増加　　41株

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	15,238千円
営業投資有価証券評価損	24,626千円
投資有価証券評価損	3,048千円
その他	745千円
評価性引当額	△28,089千円
繰延税金資産合計	15,568千円
繰延税金負債との相殺	△15,568千円
繰延税金資産の純額	－千円

繰延税金負債

未収還付事業税	△1,472千円
その他有価証券評価差額金	△43,551千円
繰延税金負債合計	△45,023千円
繰延税金資産との相殺	15,568千円
繰延税金負債の純額	△29,454千円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

1．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	コスミック流通産業株式会社	所有直接100	債務保証	子会社銀行借入に対する債務保証（注１）	1,500,000	―	―
子会社	株式会社ギャラリーレア	所有直接80.95	債務保証	子会社銀行借入に対する債務保証（注１）	1,308,666	―	―
子会社	株式会社ＴＥＴ	所有直接100	営業仕入	航空券の仕入	7,354,961	買掛金	264,058

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．金融機関からの借入金に対して、債務保証を行ったものであります。なお、保証料は受け取っておりません。

2．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	中村俊一	（被所有）66.67	当社代表取締役社長	当社銀行借入に対する債務保証（注１）	24,189	―	―
				当社営業取引に対する債務保証（注２）	1,312,732	買掛金	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当社は銀行借入に対して主要株主兼代表取締役社長である中村俊一氏より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

２．当社は営業債務に対して主要株主兼代表取締役社長である中村俊一氏より債務保証を受けております。また、取引金額には被保証債務の当事業年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	207.39円
１株当たり当期純損失	4.73円

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年８月23日

株式会社　アドベンチャー
　取　締　役　会　　御　中

監査法人アヴァンティア

代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　小笠原　直　　㊞

代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　木村　直人　　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アドベンチャーの2018年７月１日から2019年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社アドベンチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年８月23日

株式会社　アドベンチャー
　取　締　役　会　　御　中

監査法人アヴァンティア

代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　小笠原　直　　㊞

代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　木村　直人　　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アドベンチャーの2018年７月１日から2019年６月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年７月１日から2019年６月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営企画室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年８月27日

株式会社　アドベンチャー　監査役会

監査役(常勤)　児玉　尚人　㊞

監　査　役　山川　善之　㊞

監　査　役　角田　千佳　㊞

（注）上記監査役3名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主様への配当政策を最重要課題の一つと認識し、経営成績に裏付けされた配分を行うことを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、前期実績と比べ増収はしたものの親会社の所有者に帰属する当期利益が減少したこと及び株主様への利益還元等を勘案した結果として、１株当たり10円とさせていただきます。

（１）　配当財産の種類
　　金銭といたします。
（２）　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金10円00銭
　　配当金総額：　　67,500,670円
（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2019年９月25日（水曜日）

第２号議案　会計監査人の選任の件

当社の会計監査人であった監査法人アヴァンティアは、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、監査役会の決定に基づき新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査役会は現会計監査人が2018年９月26日に金融庁から業務改善命令を受けたことから他の会計監査人候補と比較検討を実施いたしました。太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査体制、独立性、専門性、効率性等を総合的に勘案した結果、会計監査が適正に行われる体制を備えていることに加えて新たな視点での監査が期待できることにより、当社のガバナンス強化に寄与すると判断したためであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地および沿革等は、次のとおりであります。

（2019年６月30日現在）

名称	太陽有限責任監査法人
事務所	〒107-0051 東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー22階 本部・東京事務所、大阪事務所、札幌事務所、東北事務所、新潟事務所、名古屋事務所、北陸事務所、中国・四国事務所、九州事務所
沿革	1971年 ９月　太陽監査法人設立 2006年 １月　太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる 2008年 ７月　有限責任組織形態に移行太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年 ７月　永昌監査法人と合併 2013年 10月　霞が関監査法人と合併 2014年 10月　太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年 ７月　優成監査法人と合併
概要	資本金　443百万円
	代表社員・社員 77名 特定社員 3名 職員 公認会計士：295名　公認会計士試験合格者等：142名 その他専門職：164名　事務職員：70名 常勤合計 751名 非常勤 200名 合計 951名

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都新宿区新宿６丁目14番１号
新宿区立新宿文化センター 小ホール

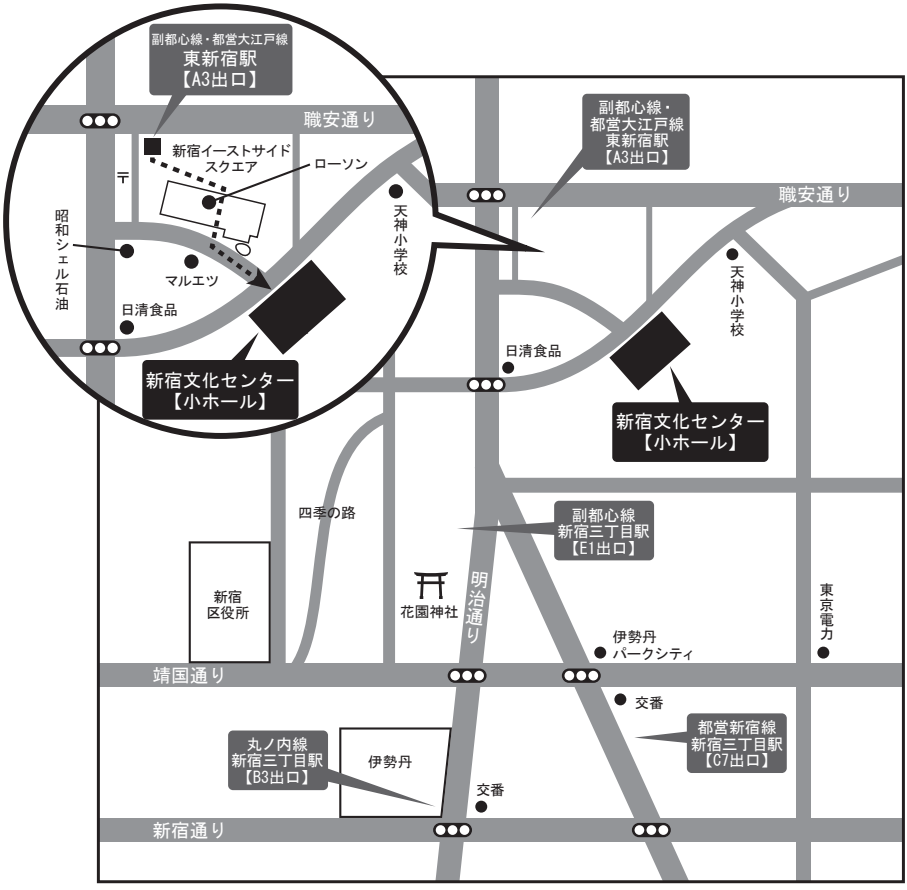

交通案内 ●東京メトロ副都心線・都営大江戸線「東新宿」駅……A3出口徒歩５分
●東京メトロ副都心線「新宿三丁目」駅……E1出口徒歩７分
●都営新宿線「新宿三丁目」駅……C7出口徒歩10分
●東京メトロ丸ノ内線「新宿三丁目」駅……B3出口（伊勢丹前）徒歩11分

お願い　株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申しあげます。